

中小企業人材育成支援事業補助金

市内の中小企業の人材育成に係る以下の費用の一部を補助します。

		内 容	
申請区分		【研修受講料の補助】	【職業訓練授業料の補助】
補助対象者	市内に事業所を有する中小企業の事業主等		
補助対象経費	従業員等が各種研修機関における研修を受講する際の受講料 ※免許や資格の維持に係る講習及び研修費用は除く。 ※消費税は補助対象外となります。	市内事業所に就職後、職業訓練機関における職業訓練を受ける際の授業料 ※消費税は補助対象外となります。	
補助金額	1.補助対象経費の2分の1。ただし、上限額は5千円 2.前項により算定した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。		
採択基準	同一の受講者が同一の研修を受講する場合の申請は1回限り。	補助金申請年度内に訓練が終了すること。	
補助金の申請方法	事業を開始する前に、次のものを十日町市産業政策課へ提出してください。		
	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書（様式第1号） 事業計画書（別紙1の1） 研修の内容及び受講料を記載した要綱等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書（様式第1号） 事業計画書（別紙1の2） 受講者の住民票の写し 受講者の戸籍附票謄本の写し 訓練内容及び授業料を記載した要綱等の写し 	
事業の完了報告	事業が完了したら、次のものを十日町市産業政策課へ提出してください。		
	<ul style="list-style-type: none"> 補助金実績報告書兼請求書（様式第7号） 実績報告書（別紙5の1） 研修の終了を証する書類の写し（研修機関が発行したもの） 研修受講料の支払が確認できるものの写し 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金実績報告書兼請求書（様式第7号） 実績報告書（別紙5の2） 訓練の終了を証する書類の写し（職業訓練機関が発行したもの） 職業訓練授業料の支払が確認できるものの写し 	
留意事項	他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とします。他の補助機関では、複数の団体からの補助金併用を不可と定めている場合がありますのでご注意ください。		

【お知らせ】

9月末までに申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を一旦中止させていただき、10月以降、予算の調整ができ次第申請を再開します。ご了承ください。

【お問合せ先】十日町市役所 産業政策課（電話：025-757-3139）

令和8年4月1日版